

国立大学法人群馬大学情報セキュリティインシデント対応チーム設置要項

平成 28 年 9 月 21 日 制定

(趣 旨)

第 1 この要項は、国立大学法人群馬大学危機管理規則第 8 条第 2 項の規定に基づき、全学の危機管理室に設置する、国立大学法人群馬大学情報セキュリティインシデント対応チーム（群馬大学 Computer Security Incident Response Team, 以下「群馬大学CSIRT」という。）に関して必要な事項を定める。

(目 的)

第 2 群馬大学CSIRTは、国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）において発生した情報セキュリティインシデント（以下「インシデント」という。）への対応を、迅速かつ一元的に行うことを目的とする。

(業 務)

第 3 群馬大学CSIRTは、インシデント対応に関し次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) インシデントに関する通報受付及び連絡調整
- (2) 被害拡大防止等のための初動対応に関する立案と対応確認
- (3) 前号にともなう情報システムの機能低下からの復旧の立案と復旧確認
- (4) 再発防止計画の立案と実施確認
- (5) 学外CSIRT等へのインシデントに関する連絡及び情報共有

(組 織)

第 4 群馬大学CSIRTは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) CIO補佐のうち、CIOが指名する者 若干人
- (2) 事務部門を除く各地区及び部門の情報システム運用委員長
- (3) 総務部総務課長
- (4) 研究推進部総合情報メディアセンター課長

(CSIRT長)

第 5 群馬大学CSIRTにCSIRT長を置き、第 4 第 1 号の者のうち、CIOが指名する者をもって充てる。

2 CSIRT長は、群馬大学CSIRTの業務を統括する。

3 CSIRT長が職務を遂行できないときは、第 4 第 1 号の者のうち、第 5 第 1 号を除くいずれかの者がその職務を代行する。

(事 務)

第6 群馬大学CSIRTの事務は、研究推進部総合情報メディアセンター課が行う。

(雑 則)

第7 この要項に定めるもののほか、群馬大学CSIRTに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成28年9月21日から施行する。